二高養 進路だより

令和6年度 第3号 12月20日発行 青森第二高等養護学校 進路指導部

卒業後の支援機関について②(福祉サービス編)

卒業すると、様々な支援機関と関わることになります。今号では、卒業生が主に利用している<mark>福祉</mark>

サービスの種類について紹介します。



福祉サービスを利用する場合の支援機関

相談支援事業所

- ・障害のある方やご家族の様々な困り事や悩み事をお聞きし、解決方法を一緒に探す所です。
- 県内各地にあります。
- ※就労継続支援 A 型事業所、B 型事業所、就労 移行支援事業所、グループホーム等の福祉サー ビスを利用する場合は利用前に契約することに なります。

「相談支援事業所」の具体的な支援内容って?

【働くための福祉サービス】

一般企業等への就労を希望する人が仕事をするための力を付ける手伝い をするサービスです。

仕事に必要なマナーを学んだり、会社で実習したりします。就職したい 会社を一緒に考えてくれます。

就労移行支援 事業所

働くための力を付けるための手伝いなので、利用できる期間に目安があります。利用目安は2年です。最大で1年延長できます。基本的に工賃は支給されません。



①、②くりかえす





①仕事に必要なマナーや職場でのコミュニケーションを学ぶ。

②実際に会社で実習する。

就労継続支援 A型事業所

A型事業所とは、福祉サービスの契約と、雇用契約を結んで仕事をします。会社と同じように毎月給料をもらいます。給料は最低賃金(青森県は時給953円)以上の金額をもらえます。およそ1日4時間位(午前2時間、午後2時間)の事業所が多いようです。

事業所から支援を受けながら働くので、会社と福祉サービスの中間のようなイメージです。

就労継続支援 B型事業所

B型事業所とは、福祉サービスの契約のみです。雇用契約を結ばずに働きます。A型よりは負担の軽い作業が中心で、自分の体調や体力に合わせて働くことが可能になるといったメリットがあります。給料ではなく「工賃」をもらうことになります。工賃の金額は、作業内容やその売り上げ等に応じて個々に決められます。

事業所により工賃は異なりますが、平均で1ヶ月1万5千円位です。

※就労継続支援A型事業所と就労継続支援B型事業所の違いについて

| べ物力 性が大阪八王 チネバ し物力 性が 大阪し土 ナネバ いた マー・ | | | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | 就労継続支援A型事業所 | 就労継続支援B型事業所 | | | | |
| 利用対象者 | 会社で働くのは現時点では難しいが、 仕事をする力はある人 | 会社で働くよりも、負担の少ない軽い 作業が向いている人 | | | | |
| 雇用契約 | 結ぶ | 結ばない | | | | |
| 給料·工賃 | 最低賃金(青森県では時給953円)以 上 毎月85,000~95,000円位 | 作業内容や売り上げ等に応じた工賃 工賃は事業所によって様々ですが、 大体 5,000円~20,000円程度 ※30,000~50,000円位の工賃の事 業所も出てきています | | | | |
| 仕事の内容 | 加工作業、農作業、リサイクル関連業務、パソコンでのデータ入力などの事務系の作業やウェブ作業、清掃、一般の会社からの委託作業等 | 箱折りなどの会社の下請け作業 クッキー等の製造 清掃作業等 自分の得意な作業を選択できる | | | | |
| 社会保険 | 雇用保険、労災保険 | 事業所ごとに保険に入っている | | | | |
| 通勤 | 基本的に自力で通勤、一部送迎をして いる事業所もある | 送迎がある事業所が多い | | | | |

【生活のサービス】

生活に支援が必要な人が一軒家やアパートで、「シェアハウス」のような形で一緒に暮らすサービスです。

- ・食事の提供があります。(有料)
- ・自分の部屋の使用料を払います。国から月1万円の補助があります。
- ・食費、光熱費等を入れると、月5万~7万ぐらい費用がかかります。

グループホーム (共同生活援助)







※日中は会社や福祉事業所に通います。

- 一軒家タイプかアパートタイプがあります。
- 洗濯、入浴は順番に行うなど、ルールを守って生活します。
- ・食事は、世話人さんが作ってくれる所が多いです。(弁当配付パターンもあります。)

【福祉サービスを利用するためには?】

市町村障害 福祉担当窓 口で手続き

障害支援区 分の判定 サービス等利用計画の作成

役所で決定

受給者証の 交付 利用する事業所と契約

サービスを使うまでには大きく分けて、3つの手続きがあります。

①障害支援区分の判定

⇒市役所(役場)の担当者が聞き取り調査をして判定します。

②サービス等利用計画の作成

⇒相談支援事業所が本人のニーズを聞き取りながら作成します。

③市町村の決定と受給者証の受け取り

⇒受給者証が発行された後、利用したい事業所と契約します。

また、卒業前には「移行支援会議(サービス担当者会議)」を開催し、関係者全員で、 本人の目標や支援方法を共通理解します。